保護者　様

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

群 馬 県 医 師 会
群馬県教育委員会

群馬県内の保育施設においては、在園児がインフルエンザに罹患した後、登園を再開する際には、医師の治癒証明書を提出してもらうという取扱いがなされておりましたが、園への提出書類を保護者が記入する「インフルエンザにおける療養報告書」に変更いたします。なお、扱いに変更が生じた際には、改めてお知らせいたします。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

（1） **受診時、医師に登園可能予定日を確認**
（2） 速やかに園に報告
（3）「インフルエンザにおける療養報告書」に、**医師と確認した「発症日」を記録**
（4）**検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録**
（5）回復し、登園のめやすを満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を園に提出

［参考］インフルエンザの登園のめやす

「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日を経過していること」

※ 「発症した後５日」とは、発症した日（発熱等の症状が出た日）を０日とし、翌日を１日目として、その日から数えて５日を経過した日となります。
※ 「解熱した後３日」とは、解熱した日を０日とし、翌日を１日目として、その日から数えて３日を経過した日となります。

登園のめやす表

発症後日数		0（発症日）	1	2	3	4	5	6	7	8日目
例1	発症から１日目に解熱した場合	発熱	解熱					登園可能		
例2	発症から２日目に解熱した場合	発熱		解熱						
例3	発症から３日目に解熱した場合	発熱			解熱					
例4	発症から４日目に解熱した場合	発熱				解熱				
例5	発症から５日目に解熱した場合	発熱					解熱			

※「発症した後５日」、「解熱した後３日」のどちらか一方のみを満たした状態では登園のめやすは満たせません。登園再開には、両方を満たす必要があります。

（令和６年４月１０日版）